



令和 7 年度保育施設入所のご案内



【新規入所用】

保育施設では、学校の学年のように、生年月日により決められたクラス年齢によりクラス分けを行います。

令和 7 年度のクラス年齢は次のとおりです。

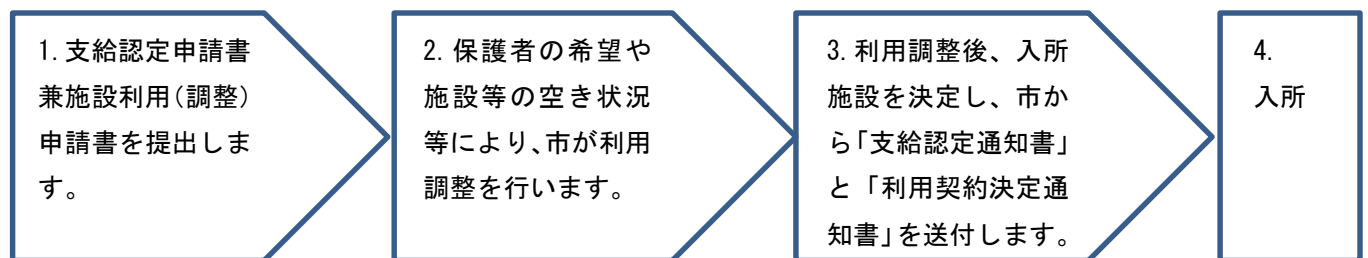
クラス年齢	生年月日
0 歳児クラス	令和 6 年 4 月 2 日～
1 歳児クラス	令和 5 年 4 月 2 日～令和 6 年 4 月 1 日
2 歳児クラス	令和 4 年 4 月 2 日～令和 5 年 4 月 1 日
3 歳児クラス	令和 3 年 4 月 2 日～令和 4 年 4 月 1 日
4 歳児クラス	令和 2 年 4 月 2 日～令和 3 年 4 月 1 日
5 歳児クラス	平成 3 1 年 4 月 2 日～令和 2 年 4 月 1 日

☆「支給認定」を受けます

保育施設に入所される満 3 歳以上児は「2 号認定」を、満 3 歳未満児は「3 号認定」を受けていただきます。

「支給認定通知書」は、「利用契約決定通知書」と一緒に送付いたします。

◎支給認定・入所申込手続きの流れ



☆保育の必要量に応じて保育時間を区分します

「保育標準時間」と「保育短時間」の利用区分に分けられます。利用区分により、保育を利用できる時間や保育料が異なります。

保育必要性の区分	保育を利用できる時間
保 育 標 準 時 間	7 時 1 5 分から 1 8 時 1 5 分まで (1 8 時 1 5 分から 1 9 時 1 5 分までは延長保育が可能です。)
保 育 短 時 間	8 時 3 0 分から 1 6 時 3 0 分まで (7 時 1 5 分から 8 時 3 0 分まで、1 6 時 3 0 分から 1 9 時 1 5 分までは延長保育が可能です。)

☆保育料（0 歳児クラス～2 歳児クラス）は「市民税」を基に決定します

1. 保育料算定基準：市民税額（世帯合算）
2. 保育料の切り替え時期：4 月と 9 月（4 月～8 月分は前年度分、9 月～3 月分は当年度分で算定）

◎3 歳児クラス～5 歳児クラスは所得段階に応じて給食費（副食費）がかかります。

■入所申込ができる方（保育の必要性の認定）

次の１～３の要件に該当する場合、申請により２号・３号認定となり、保育施設等への利用申込が可能となります。

- １．児童が登別市内に居住し、住民登録をしていること。
- ２．利用施設において、集団生活が可能な乳幼児であること。
- ３．保護者（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次に掲げる「保育を必要とする事由」のいずれかに該当すること

■保育を必要とする事由と支給認定期間

事由	内容	支給認定期間	事由別保育の 必要量区分	
			標準 時間	短 時間
就 労	月６４時間以上１２０時間未満労働することを常態としている場合	最長、児童の就学前まで ※年度途中、退職・育児休業取得等により家庭保育が可能となる場合は、退所になります。	—	●
	月１２０時間以上労働することを常態としている場合		●	—
妊娠・出産	妊娠中である、または出産後間もない場合	出産予定日の８週間前から出産予定日の８週間後の日の属する月の末日まで	●	—
疾病・障害	保護者の病気やけが、または保護者が障がいを持っている場合	家庭保育ができ、療養を必要としなくなるまで	●	—
介護・看護	同居の親族等を常時介護または看護している場合	介護・看護を必要としなくなるまで	●	—
災害復旧	震災、風水害、火災その他復旧にあたっている場合	最長、児童の就学前まで	●	—
求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	入所日から９０日を経過した日の属する月末まで （当該年度で１回のみ）	—	●
就学等	就学や職業訓練のため保育することができない場合	就学期間中	●	●
虐待等	児童虐待またはそのおそれがあること。 DVにより保育を行うことが困難と認められる場合	必要な期間	●	—
育児休業取得中の継続利用	育児休業を取得する場合、すでに保育施設を利用している子どもが引き続き保育施設を利用することが必要であると認められる場合	事情を勘案して市長が必要と認める期間	—	●
その他	上記に類する状態として市が認める場合。	—	／	／

※表に定めた期間によらず、必要性の事由の変更により期間が変更（短縮）される場合があります。

■入所申込、入所までの流れ

- ・支給認定申請と保育施設の入所申込を同時に受け付けます。
〈受付期間〉12月2日（月）～ 12月6日（金） ※土・日・祝日を除く
〈受付時間〉9：00～17：30
〈受付場所〉こども育成グループ（登別市役所本庁舎1階7番窓口）、富士保育所、鷺別保育所、登別保育所、幌別東保育所、もみの木こども園
- ・「教育・保育給付認定申請書兼施設利用（調整）申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、提出してください。
- ・申込書を提出後、下記の日程で面接を行いますので、必ず入所希望児童同伴でお越しください。
面接については下記時間を区切って実施します。時間については申請書を提出する際にご案内します。
- ・0歳児クラスに入所を希望する方の面接は、入所希望月の前月に実施します。面接日については、入所する予定の保育施設から追ってご連絡します。

希望保育施設	面接日時	面接会場
富士・幌別東	12月16日（月）13：30～16：30	登別市市民活動センター（のぼりん）
鷺別・もみの木	12月17日（火）13：30～16：30	鷺別コミュニティセンター
登別	12月12日（木）13：30～15：30	登別市観光交流センター（ヌプル）

- ・提出書類に基づき書類審査及び利用調整を行い、入所者を決定します。
- ・次年度4月入所に向けた認定事務が集中するために審査や利用調整に時間を要することから、2月上旬頃に「支給認定通知書」と「利用契約決定通知書」（この時点で保育料は未決定）を送付します。
- ・4月中旬頃に、保育料等が記載されている「利用者負担額決定通知書」を改めて送付します。

■支給認定申請・入所申込に必要な書類

入所申込には書類申込と電子申込がありますので、ご希望の申込方法に沿った案内をご確認ください。

◇書類申込の場合

①「施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用（調整）申請書」

- ・1枚につき、児童2人まで記入できます。
- ・提出日現在の状況（学校・学年等は令和7年度の状況）について、ボールペン（※）で記入してください。
※消せるボールペンは使用しないでください。
- ・入所する児童、父母、兄弟姉妹、同居する祖父母などのマイナンバー（個人番号）を記入してください。
- ・希望する保育施設名（第3希望まで）を記入し、家族の状況、保育の利用を必要とする理由等、記入例をよく読んで記入してください。
- ・保育利用の認定に必要な調査を行うための同意事項、保育料等の決定に必要な市民税資料を照会するための同意事項等に同意がない場合、保育利用の認定が決定できませんので、あらかじめ主旨をご理解の上、保護者氏名の欄に署名してください。

②「保育を必要とする事由」を認定するための証明書類（下記参照）

- ・「保育を必要とする事由」により、提出していただく書類の内容が異なりますので、次に掲げる表を参考に、必要な書類をご準備ください。
- ・兄弟姉妹で支給認定申請・利用申込を行う場合は、父母1枚ずつで構いません。

事由	提出書類
就 労	就労証明書
妊 娠 ・ 出 産	母子健康手帳の写し（表紙及び出産（予定）日が確認できるページ）
疾 病 ・ 障 害	医師の診断書（傷病名、保育が困難な状況及び期間が記載されたもの） 身体障害者手帳等の写し（手帳番号、障害名が確認できるもの）
介 護 ・ 看 護	医師の診断書（介護・看護が必要な者の疾病名や治療が必要な期間、要介護の状態がわかるもの） 介護保険証の写し
災 害 復 旧	罹災証明書の写し
求 職 活 動	求職活動誓約書、職業安定所（ハローワーク）発行の求職受付証（ハローワークカード）の写し
就 学 等	在学証明書
育児休業取得 中の継続利用	育児休業中の保育の実施継続承認申請書、育児休業取得証明書

③保育料等を決定するための書類

- ・申請書提出時点で登別市に住民登録のある方
「教育・保育給付認定申請書兼施設利用（調整）申請書」において、税資料を照会する旨の同意事項について署名をいただければ、書類の提出は不要です。
- ・申請書提出時点で登別市に住民登録のない方（市外からの転入、単身赴任等）
対象者の令和6年度市町村民税の課税証明書（所得・課税・控除額がわかる証明書）を提出してください。
※令和6年1月1日現在の住所地から取り寄せてください。非課税の場合も必要です。
※世帯での証明ではなく、対象者個人の証明書で提出してください。

◇電子申込の場合

マイナポータルから申請が行えます。

ページ内の案内に従って手続きを進めてください。

注意：電子申込は入力フォームにより入力することとなりますが、入力事項以外に「保育を必要とする事由」を認定するための証明書類の添付が必要です。ご準備いただくとともに添付を求められる時点において、写真データを添付してください。



マイナポータル内「保育施設等の利用申込」

■保育料等について

保育施設に要する費用は、保育料等によって賄われることになっていますが、国・道・市がその不足分を負担しています。保育料等は、児童福祉法により保護者等扶養義務者に負担していただくもので、入所と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる市民税額によって決まりますので、一律ではありません。（別紙の保育料等基準額表をご覧ください）

- ・年度の途中で年齢が変わってもその年度中の保育料等は変わりません。

- ・すべての階層において市民税額を基とします。

（保育料決定にあたっての市民税額とは、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、住宅耐震改修特別控除、地方公共団体等への寄付金控除等の適用を受ける前の額となり、定額減税については適用を受けた後の額となります。）

- ・令和7年度の保育料等のうち、令和7年4月～8月分は「令和6年度市民税額」、令和7年9月～令和8年3月分は「令和7年度市民税額」により、児童の年齢区分ごとの階層区分の表に当てはめて決定します。

- ・祖父母等が同一住所または同居しており（世帯分離している場合も含む）、生計の主宰者と考えられる場合（保護者の収入が一定基準額に満たない場合）は、その方の市民税額を合算して階層決定する場合があります。その場合、祖父母等の税資料についても調査させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

- ・令和7年度の保育料等の決定は、4月中旬頃と9月中旬頃に行います。

※こども育成グループにおいて税額調査を行い、税額の変更が判明した場合は、保育料等が変更になることがあります。

- ・入所後は退所届を提出しない限り、通所の有無に関わらず、保育料等は全額納付していただきます。（月途中の入退所に限り、その月の保育料等が日割り計算となります。）

- ・入所子どもと同一の世帯に在宅障がい児（者）がいる場合は、保育料等の算定に影響する場合がありますのでご相談下さい。

保育料（給食費）算定イメージ

【保育料（給食費）算定】



◎毎年4月と9月が切り替え時期となります。

■保育施設利用に際しての注意事項

- ・入所後しばらくの間、お子さんが保育施設での生活に慣れるまで、ならし保育（短時間の保育）が必要となります（入所前はできません）。なお、この期間も通常の保育料がかかります。

- ・施設利用（調整）申請書を提出後（入所開始後を含む）に家庭の状況に変化があった場合や、就労状況等に変更があった時は、支給認定区分、支給認定期間に変更が生じる場合がありますので、至急、入所する保育施設またはこども育成グループへ届け出てください。

- ・保護者が仕事を退職し、その後の届出を怠った場合や、当該期間内にお子さんの保育を必要とする証明書類が提出されない場合は、退所していただく場合があります。

- ・不正または偽りの行為により、支給認定申請や入所申込をした方は、支給認定の取り消し、及び保育施設の利用を中止（退所）していただきます。

- ・保育の実施にあたっては、北海道の基準に基づく職員を配置して行っておりますが、万が一、保育中に児童に災害（負傷、疾病、障害または死亡）が生じた場合は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済制度を

活用します。

- ・ 児童同士の事故や災害共済制度の範囲を超えるような事故等が生じた場合は、関係する保護者と協議させていただくことがあります。